第 21 回 CPD 協議会 ECE プログラム委員会拡大幹事会

議事録

１．日時：平成 25 年 8 月 28 日（水）16：00－18：00

２．場所：日本工学会会議室

３．出席者：川島一彦、秋永広幸、高草木明、但田潔、長井寿、山本誠、横山直樹、木暮（事務局）

４．資料

資料 21-1：第 20 回 ECE プログラム委員会幹事会議事録（案）(川島幹事長)

資料 21-2：「認定事業」に関するガイドラインの制定について（案）（広崎委員長、木暮賢司)

５．議事

１）前回議事録（案）確認

資料 21-1 に基づき、第 20 回 ECE プログラム委員会幹事会議事録（案）が紹介され、誤字等を訂正の上、承認された。

２）認定事業に関するガイドライン（案）について

広崎委員長が欠席されたため、資料 21-2 に用いて事務局の木暮氏から認定事業に関するガイドライン（案）が紹介された。この資料は平成 25 年 9 月 20 日の理事会に提案される資料の案である。ECE プログラムに関する事業を公益認定等ガイドラインおよび日本工学会定款のどの条項に位置づけた事業と見なすかがポイントである。主要な説明事項は以下の通りである。

（１）公益認定等ガイドラインに示される 17 種類の事業例のうち、「認定」に関連するのは、「２．資格付与（技能検定、技術検定、資格認定）」と「１４．表彰、コンクール」である。このうち、「２．資格付与」は，例えば漢字検定のように、試験に基づいて一定の技能や技術が身についていることを確認するイメージの事業であり、ECE プログラムで行っている認定とは異なる。このため、ECE プログラムに関する事業を「１４．表彰、コンクール」に該当する事業と位置づけたい。表彰やコンクールという表現には意味不明なところがあるが、論文査読や学会論文集の発行事業も表彰、コンクールの事業区分に含まれるとされており、一般に使われている表彰、コンクールの意味よりも広い意味を持たせているようである。

（２）日本工学会の定款の中では、ECE プログラムに関する事業を第 4 条の中の「（４）人材育成及び表彰」に該当すると位置づけたい。

（３）日本工学会の定款には「認定事業」という内容が盛り込まれておらず、平成 23 年度に提出された公益社団法人認定申請書や平成 25 年 6 月に公益認定等委員会に提出された事業報告書等にも「認定事業」という記載はされていない。このため、日本工学会の定款の第 4 条の中に「（５）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業」という項があるが、ここに認定事業を含ませることはできない。認定事業に近い事業は「表彰」である。

（４）「１４．表彰、コンクール」に該当する事業と位置づけるためには、①主催者が非営利団体であること、②認定基準を定め、公表すること、③公正な専門家を含めた委員で構成し、かつ、理事会で承認された認定委員会が認定の可否を審査し、この審査結果（案）を理事会に提出し、承認を得ることが必要である。
（５）上記（４）で認定基準を公表するとは、URL で公表することと考えて良い。

以上の説明後、以下の議論を行った。
（１）「２．資格付与」は出来合いのプログラムを認定するイメージであり、ECE プログラムのように日本工学会も参加してプログラムを練り上げていくものの認定には適さない。
（２）「２．資格付与」は個人の認定、「１４．表彰、コンクール」はプログラムそのものの認定のイメージを与える。
（３）CPD 協議会は分担金を支払った学協会から構成されており、この中には日本工学会に属していない学協会もある。ただし、日本工学会の中で活動している以上、日本工学会理事会の決定にしたがった行動を取る必要があることは当然である。
（４）現在の ECE プログラム委員会の構成は以下のようになっている。
日本工学会－CPD 協議会－ECE プログラム委員会－個別 ECE プログラム推進委員会
また、ECE プログラム委員会には幹事会が設けられている。
理事会で承認された認定委員会を設けるとすると、①現在の委員会構成に加えて認定委員会を設ける案と、②現在のＥＣＥプログラム委員会に認定委員会としての役割を持たせられるように，メンバーを拡充する案があるのではないか。②案で理事会の要求を満足するのであれば、この方がシンプルかもしれない。
（５）現在の ECE プログラム委員会幹事会には、ECE プログラムの実施主体の委員も参加している。これは、ECE プログラムには雇用者のニーズも含めることが重要であり、また、出来合いのプログラムを評価するのではなく、日本工学会として良質な ECE プログラムを作り上げる目的で，現在の構成としている。上記（４）の②案で行くとした場合には、認定委員会としてのＥＣＥプログラム委員会に情報を上げる前段の検討をする委員会として、現在の ECE プログラム委員会幹事会を位置づければよいのではないか。必要があれば、幹事会とせず、別名称の委員会とすることも可能である。
（６）現在は、あるプログラムが ECE プログラムとして認定されていることを、当該プログラムの実施主体である学協会等に認定証を交付する形ではなく、当該プログラムの受講者に対して「あなたが受講した〇〇は日本工学会 ECE プログラムとして認定されています」という認定証を交付する形で実施している。これは、工学の全分野を統括する日本工学会のプレゼンスを受講者に明確に意識させることを狙ったものであり、この方式は踏襲すべきと考えられる。

３）第１回 TIA ナノエレクトロニクス・サマースクールについて
ECE プログラム化の方向で検討されてきたが、平成 25 年 7 月 15 日付けで、産総研岩田氏から、日本工学会の後援という方式で進めたいとの連絡があり、ECE プログラム化は見送ったことが川島

幹事長から報告された。また、横山幹事から、本プログラムは筑波大との共同で実施するものであり、次年度以降、さらに筑波大の役割が増大すること、また、受講者の主体は社会人ではなく学生であることから、ECE プログラム化を見送ることとなったことが紹介された。

６．その他

次回は、平成 25 年 9 月下旬頃とし、別途、日程調整の上、定める。